

令和 5 年度

# 倫理法人会 活動方針書

## 令和5年度 活動計画立案に関する資料について

「令和5年度倫理法人会活動方針書」「活動計画書」（都道府県・地区・正倫理法人会・準倫理法人会）は、都道府県事務局のR.link内にExcelまたはWordデータがございますのでご活用ください。尚、「講師派遣依頼書」も、R.linkより常時入手可能です。

【活動方針書】文書管理>法人局>01.事務局関係>『令和5年度倫理法人会活動方針書』>

『令和5年度倫理法人会活動方針書』

【活動計画書】文書管理>法人局>01.事務局関係>『令和5年度倫理法人会活動方針書』>

「令和5年度活動計画書」

【講師派遣依頼書】文書管理>法人局>01.事務局関係>09.講師派遣依頼書

## 目 次

■ 倫理研究所の目的	1
■ 倫理法人会憲章	2
■ 令和5(2023)年度 倫理研究所事業方針	3
■ 令和5年度 倫理法人会活動方針	4
■ 令和5年度 倫理法人会活動の重点	5
I. 目指せ8万社体制	5
II. 都道府県における運営の強化	7
III. 単位倫理法人会における運営の強化	15
IV. 教育の充実	18
V. 富士高原研修所(各種セミナー)	20
VI. 禁止事項	20
VIII. その他の事項	21
■ 倫理法人会組織図	24
■ 令和5年度 法人スーパーバイザー(SV)一覧	25
■ 令和5年度 法人アドバイザー(AD)一覧	26
■ 令和5年度 名誉法人アドバイザー(AD)一覧	27
■ 普及活動のあり方	28
■ 都道府県別人口と企業数	29
■ 会費の使途	30
■ 【R.linkでダウンロードできる主なもの】	31
■ 主要行事と出席対象者	33
■ 令和5年度 主要行事	34

# 倫理研究所の目的

第4条 この法人は、倫理の研究ならびに実践・普及により、生活の改善、道義の昂揚、文化の発展を図り、もって民族の繁栄と人類の平和に資することを目的とする。  
これがため、次の信条を掲げ実践の目標とする。

- (1) 我等は、喜んで苦難に当たり、進んで己の本分を完くいたします。
- (2) 我等は、一宗一派に執せぬ高き信仰と、道義の実践とを、生活の両翼といたします。
- (3) 我等は、まず和やかな家庭をつくることを、実行の第一歩といたします。
- (4) 我等は、日本文化の本質を明らかにし、世界の文化を摂取して、生活の向上に努めます。
- (5) 我等は、人を愛して争わず、世界の平和に貢献いたします。

第5条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 純粋倫理ならびに倫理文化の研究
- (2) 家庭倫理の普及
- (3) 企業倫理の普及
- (4) 各種セミナーの開催
- (5) 出版物等の刊行ならびにその普及
- (6) 書道・短歌等の文化活動
- (7) 地球倫理の推進
- (8) 教育施設の設置ならびに維持運営
- (9) 教育および研究の支援
- (10) その他目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、日本全国で行うものとする。

「定款」第2章 目的及び事業 より抜粋

# 倫理法人会憲章

倫理法人会は、実行によって直ちに正しさが証明できる純粹倫理を基底に、経営者の自己革新をはかり、心の経営をめざす人々のネットワークを拡げ、共尊共生の精神に則った健全な繁栄を実現し、地域社会の発展と美しい世界づくりに貢献することを目的とした団体である。

これがため以下の「活動指針」と「会員心得」を掲げる。

## 〔倫理法人会 活動指針〕

1. 倫理の学習と実践の場を提供し、よりよい生活習慣とゆたかな人間性をそなえたリーダーを養成する。
2. 深く家族を愛し、篤く祖先を敬い、なごやかでゆるぎない家庭を築く人を育てる。
3. 「明朗」「愛和」「喜働」の実践により、躍動する職場づくりを推進する。
4. 愛と敬と感謝の経営をめざす会員の輪を拡げ、各種の活動をとおして地域社会の発展に寄与する。
5. 自然を畏敬・親愛し、「地球人」たる自覚を深め、環境の保全と美化に貢献する。

## 〔倫理法人会 会員心得〕

1. 朗らかに働き、喜びの人生を創造します。
2. 約束を守り、信頼の輪をひろげます。
3. 人を愛して争わず、互いの繁栄をねがいます。

## 令和 5 (2023) 年度 倫理研究所事業方針

想定外のパンデミックを経て、世界ではさらなる対立・分裂・分断が深まり広がっている。とりわけグローバリゼーションとナショナリズムの対立は根深く、健全な人類文明の発展を阻んでいる。その中で日本は、累積している数々の難題を克服しつつ、国民それぞれが自助自立の精神と矜持を高め、英知と努力を結集して前進しなければならない。

そのためにも倫理運動は引きつづき「日本創生」と「地球倫理の推進」をスローガンに掲げ、誇りある日本文化の本質を学ぶと共に、「共尊共生」の理念の実現を目指す。とりわけ大転換の時代に呼応して、純粹倫理をよりどころとした自己変革を志す挑戦者を増やし、「倫理共同体」をゆるぎないものにしつつ、地域および日本の活力向上に資する諸事業を積極的に展開して、海外との連携も強める。

個人会員組織の家庭倫理の会は、「根を広げ、花を咲かせる」をモットーに、愛和の家庭づくりを目指す人々の輪を拓ける各種の活動を充実させ、実践力を高めてより多くの倫理体験者を生み出す。また、地域の特性を活かした組織づくりを行ない、世代毎の会員の創意工夫に満ちた運営を推進する。

倫理法人会は、会員社数国内 10 万社に向け、令和 7 年度末までに、8 万社を擁する会へと成長を果たすべく、中期 5 ヶ年計画に基づき、堅実に倫理共同体の輪を拓げ、確実な成果をあげる。併せて、会員の「経営力」養成に資する講師陣の実力向上を図ると共に、事務局運営の効率化を推進する。

富士高原研修所は「いのちのつながり」をテーマとして、秀逸な建築空間を舞台に、霊峰富士の豊かな自然と触れ合い、受講生が自身の心を深く見つめ、心身の免疫力を向上させるセミナーを展開し、実践力を養成する。

研究センターは、研究専従者が各自の研究テーマを掘り下げつつ、純粹倫理・日本文化・倫理文化等の研究に励み、その成果を月刊誌や紀要等で発信する。なお年度内に「倫理文化研究センター・シンポジウム 2022」を開催する。

国際部門は、引き続きリモートでの活動支援を主軸に、関係各国との連携を強化し、国情に応じた倫理普及および地球倫理の実践活動を推進する。また、純粹倫理をベースとした各種出版物の刊行、メディアおよびインターネットを活用した広報宣伝、行政機関や他団体との渉外活動を積極的に進め、危機管理体制の強化にも努める。

そのほか教育支援、研究助成、「地球倫理推進賞」「しきなみ子供短歌コンクール」等の対外的公益事業も堅実に進めていく。さらに令和 4 年 3 月に始めた「奇跡の一本松の根」展を継続開催し、「紀尾井清堂」を倫理運動のシンボルとしてさらなる活用を進める。

## 令和5年度 倫理法人会活動方針

倫理法人会は、国内10万社達成に向け、堅実な普及活動により確実な成果をあげつつ、5ヵ年毎に中期計画を設け、段階的にこれに挑む。

- ◆年間平均7万社の目標を達成し“ゆるぎない7万社体制”となったことを記念し、疫病禍により3年越しとなった、全国の代表者が参加する会を「倫理法人会7万社大会」として、令和4年11月5日(土)～6日(日)に開催する。
- ◆中期計画では、来る令和7年度末に会員社数8万社を擁する会へと成長し、10万社達成を実現可能な距離に引き寄せるべく、鋭意努力を重ねていく(令和7年9月倫理運動創始80年・同10月倫理法人会創設45年時)。
- ◆5ヵ年計画の3年目にあたる令和5年度は、純粹倫理を正しく学んで実践に励み、家庭や職場・地域社会における連帯の絆を強化して、「心の経営」を目指す同士の輪を広げ、中期の目標である“8万社体制確立”に向けた計画を力強く推進する。
- ◆倫理実践者を世に一人でも多く輩出するため、倫理経営で「経営力」を高める会員の増大と新入会者の定着を狙う。
- ◆より現実に則した組織へと移行することを目的に、昨年度は委員会制度の改変を実施した。2年目の今年度は、制度の安定と定着を狙い、現状に応じた委員会活動で、ラインの普及活動を強力に支援する。委員会活動の強化を目指し、MS委員会の正副委員長会と、朝礼委員会の正副委員長会を開催する。
- ◆倫理塾委員会(倫理経営塾)の正副委員長会を開催し、全国統一のガイドラインとカリキュラムの策定に着手する。
- ◆各会が設定した中間目標と年度目標を確実に達成すべく、年度の折り返しにあたる2月と3月に「方面会」を開催し、年度半期の歩みを検証する。
- ◆法人スーパーバイザー研修と法人アドバイザー会を開催し、切磋琢磨して講師陣の倫理講話能力の向上を目指す。倫理経営インストラクターの倫理指導力及び講話力を養成する純粹倫理の教育に力を注ぐ。
- ◆18年目を迎えた倫理経営の模範企業を証する「倫理17000」認定制度の充実を図る。また、「事務長・監査会」を開催し、事務局運営が適切になされ、会組織を強力にサポートする力を培う。
- ◆地球倫理推進本部と連携し、台湾、アメリカ、ブラジルの安定充実と国情に応じた倫理経営の普及を推進する。

**令和5年度 倫理法人会 スローガン**

企業に倫理を 職場に心を 家庭に愛を

希望を高く 掲げよう

自ら動こう 8万社!

新たな時代を 突き進もう!

# 令和5年度 倫理法人会活動の重点

## I. 目指せ8万社体制

- ① 令和4年11月5～6日に「倫理法人会7万社大会」を開催し、これを足場に8万社に向かう機運に拍車をかける会とする。
- ② 2月から3月にかけて「方面会」を開催し、中間目標達成に対する反省を活かし、年度目標達成に向けた具体策を練り、8万社体制5ヵ年計画を実現する決意を固める。
- ③ 6～8月に「年度目標達成祝賀会」（年度を締めくくる行事）を都道府県毎に開催する。万一、目標未達の場合の行事名称は「目標決誓大会」とする。
- ④ 『『倫理ライセンス17000』例会』（倫理法人会7万社大会）「MS委員会正副委員長会」「朝礼委員会正副委員長会」「倫理経営塾委員会正副委員長会」「事務長・監査会」を開催する。

### 1. 拡充の更なる推進

#### (1) 中期5ヵ年計画の3年目

10万社を目指すプロセスとして2025年（令和7）8月までに8万社を達成する。都道府県は一昨年度策定した「5ヵ年計画」の目標を達成するための具体策を実行する。また、2月の中間目標を必達すべく年度上半期にも普及の山場を設ける。

#### (2) 倫理17000

倫理経営の模範企業を証するライセンス「倫理17000」制度を充実させ、認定企業を増大することにより、倫理法人会の質的向上を図る。

- ①新規及び更新審査の厳正化を図り、資格価値を高める。
- ②定期的に調査員による更新調査を行なう。

### 2. 組織の充実・強化

#### (1) 設立・開設

- ①分封等、新たな単位倫理法人会を設立・開設する場合は、都道府県の方針を受けて、維持・運営等の将来性を十分に考慮し、方面長に相談の上決定する。
- ②決定後、方面長に相談の上、単位倫理法人会役職者の選出、設立・開設日の設定、経営者モーニングセミナー会場の選定を行ない、着実な普及を展開する。
- ③設立・開設日の1ヵ月前までに「倫理法人会設立・開設認可願」「倫理法人会役職者名簿」「倫理法人会会員一覧表」を方面長宛に提出し、会員登録を完了する。

#### (2) 単位倫理法人会

- ①100社以上の資格を満たしている場合は、更なる活性充実を目指す。
- ②設立後、100社を割っている場合は、資格復帰を最優先に取り組む。
- ③8月の締日時時点で50社未満になった場合、次年度は準倫理法人会へ降格とする。

\*『倫理法人会役職者必携』参照

### (3) 準倫理法人会

- ① 準倫理法人会は正倫理法人会設立のための試行組織である。従って開設日より2年以内に100社以上の正倫理法人会設立を目標とする。
- ② 2年以内に正倫理法人会として設立できない場合は、方面長及び都道府県会長、当該単位倫理法人会役職者と十分に協議し、統廃合等の対応を検討する。

\*『倫理法人会役職者必携』参照

### (4) 倫理研究所からの講師派遣と贈呈品

#### ① 講師派遣

各単位倫理法人会の事情や状況を考慮し、単位倫理法人会の活性充実に期して柔軟な講師派遣を行なう。

#### ② 贈呈

- ・全役職者へ『2023 実践手帳』を贈呈する。
- ・全会員へ「2023 標語カレンダー」を贈呈する。(令和4年9月16日(金)時点の在籍口数分)
- ・新入会員へ『万人幸福の葉』『倫理法人会憲章』『倫理法人会バッジ』を贈呈する。
- ・現役会長バッジは引継ぎ制とし、退任の会長には「歴代会長バッジ」を贈呈する。

### (5) 役職

- ① 全役職者は、原則として一人一役とし、他の役職との兼務はできない。但し、法人局顧問、法人スーパーバイザー・法人アドバイザー・名誉法人アドバイザーの相談役と倫理塾委員会委員長の兼務に限り認める。
- ② 法人レクチャラーは、当該年度の理事長辞令の役職を有することを就任の条件とする。推薦に際しては、都道府県会長と方面長との十分な協議の上で推薦し、法人局において選出決定する。例年7月を目処に都道府県会長より本人に通知する。なお、人数は原則として前年度と同数とする。
- ③ 全役職者の推薦並びに年度途中での役職者の新任追加は、以下の要件を満たすことを要す。但し、新設の倫理法人会の場合は除く。
  - ア、原則として入会1年以上
  - イ、経営者モーニングセミナーに出席している
  - ウ、会費を滞納していない
- ④ 全役職者は、家庭倫理の会の全役職との兼務はできない。
- ⑤ 全役職者の任期は1年とし、留任は妨げない。ただし会長が留任する場合は、原則として3年を限度とする。
- ⑥ 名誉法人アドバイザー  
満80歳を迎える法人アドバイザーを「名誉法人アドバイザー」に任じる。体調に応じて従来の法人アドバイザーの職務にあたるものとする。

\*『倫理法人会役職者必携』参照

## (6) 海外への普及と活動

### ①台湾

「アジア台湾企業倫理促進会」は、倫理経営模範企業新代表のもと定期倫理講座の充実と増強を図る。更には同会の中長期目標であるアジア普及の中核となるべく体制を整え、ベトナム、タイへ向けての普及を支援する。

### ②米国

「カリフォルニア州倫理法人会」は、2ヵ所の倫理法人会の人材育成、組織の拡充および英語による活動を支援する。「倫理実践塾」による人材育成、2拠点の組織の拡大を図るとともに英語による倫理法人会活動を支援する。また、地元メディアを活用し倫理経営の浸透に力を注ぐべく情報を発信する。

### ③ブラジル

5周年を迎える「サンパウロ州倫理法人会」は、2拠点の倫理法人会の人材育成及び組織の拡大を図るとともにモデル企業づくりに取り組む。併せて、定期的に日本の講師による講話を Web にて発信する。

## II. 都道府県における運営の強化

### 1. 年間活動計画

#### (1) 活動計画の立案

倫理研究所の事業方針及び倫理法人会活動方針、所定の「活動計画書」の各項目（拡大目標 [量] と充実目標 [質]）に基づき活動計画を立案する。各行事は内容をよく検討し、開催日程は倫理研究所と法人局主要行事を確認し「活動計画書」に明記する。なお、倫理研究所からの講師派遣を伴う諸行事は、毎月 20 日までに実施できるよう計画する。「活動計画書」に記載のない行事は、企画前に必ず方面長に相談する。

都道府県主要役職者は、各单位倫理法人会の状況を考慮し、更なる活性充実を図る。特に 100 社未満の単位倫理法人会に関しては、地域事情や人材育成等に鑑み、具体的な支援計画の立案・実施を図る。

#### (2) 役職者研修

年度後半（原則として 7～8 月）に、都道府県と単位倫理法人会の次期全役職者を対象に倫理法人会の目的や倫理法人会活動を推進する役職者としての自覚と知識を深めることを目的とした「役職者基礎研修」を企画・実施する。研修時間は 2 時間以上とする。講師については方面長と協議のうえ決定する。

#### (3) 役員会・地区役員会・企画会

都道府県倫理法人会は、毎月、役員会・企画会、必要に応じて委員会等を開催する（年数回のリモート及びリモート併用開催可）。会議では、連絡・報告を密にし、協議並びに審議を円滑に行なう。地区制を敷いているところは、都道府県の方針に則り、地区役員会を開催する。

- ①会議は、倫理法人会活動を円滑に運営させることを目的に開催する。
- ②原則として月の上旬に開催し、開催日を都道府県および単位倫理法人会の「活動計画書」に明記する。
- ③出席対象者は『倫理法人会活動の手引き』に準ずるが、必要に応じて方面長と相談し、出席対象者を定めて会議を行なうこととする。
- ④協議は必ず記録をとり、最後に決定事項を確認し議事録を作成する。
- ⑤議事録は、方面長・都道府県役員会出席対象者が必要に応じて閲覧できるよう、事務局に保管する。
- ⑥「会計報告」は毎月、「監査報告」を年3回以上行ない、会運営の健全化と透明化を図る。

\*『倫理法人会役職者必携』『倫理法人会活動の手引き』参照

※少人数であっても新入会員オリエンテーションの開催、会員企業の訪問を行なうよう単体会長に指導するなど、会員満足度を高めるための具体策を実行・指導する。

#### (4) 堅固な組織作りを目指した目標設定

- ①各单位倫理法人会の状況を鑑み、都道府県の年度目標を設定する。
- ②年度目標を見据えて、上半期を終える2月17日（金）以前に中間目標を設定し、「活動計画書」に明記する。
- ③2月～3月に開催する「方面会」にて上半期の活動や成果の発表を行なう。

#### (5) 周年行事など特別な行事の講師派遣

周年行事などを開催する場合、企画前に方面長に相談の上「講師派遣依頼書」を提出する。周年行事は、原則として10年毎は理事長、5年毎は局長が参加する。開催方式等は方面長と十分に打ち合わせのうえ実施する。

\*『倫理法人会活動の手引き』参照

#### (6) 理事長研修

丸山敏秋理事長による「理事長研修」は、方面長からの要請により都道府県の単位で開催する。

- ①対象は、都道府県倫理法人会、単位倫理法人会の役職者とする。  
\*入会半年が過ぎた次期役職の候補者はオブザーバーとして出席できる。
- ②都道府県の役員会とは別の日程で開催することを原則とし、併催を希望する場合は、事前に方面長に相談する。

## 2. 事務局

### (1) 正確・健全な事務処理

#### ①情報の共有と事務処理の円滑化

「倫理法人会情報共有システム（R.link）」を活用し、法人局と都道府県事務局の連絡、事務処理の円滑化を図る。

【R.linkでダウンロードできる主なもの】(31~32頁「一覧表」参照)

- ア、連絡事項
- イ、講師配当

ウ、倫理法人会関係各種マニュアル集

(倫理法人会事務マニュアル・倫理法人会活動の手引き・経営者 MS マニュアルなど)

エ、プロフィール

理事、監事、法人局顧問、研究員（法人局及び研修室、他）名誉研究員、名誉専任研究員、法人スーパーバイザー、法人アドバイザー、名誉法人アドバイザー

※ 上記以外は本人に直接問い合わせる。

## ②期限の厳守

「会員管理システム(RMMS)」関連の締め日（毎月、教育業務部より都道府県事務局へ通達）を厳守する。

ア、入会・活動報告（通常毎月 19 日）

イ、会費管理（通常毎月 8 日）

ウ、退会・移籍・口数変更（通常毎月 5 日）

## ③会員情報管理

ア、入会申込書・退会届・変更届・預金口座振替依頼書等の会員情報に関する重要な書類の保管・管理を徹底する。

イ、上記書類の押印および記入内容のチェックを徹底し、不備をなくす。

## ④会費滞納会員への対応

単位倫理法人会事務長は会費滞納企業に対して、会長・専任幹事・紹介者と協力して速やかに対応する。長期滞納者への対応は以下の通りとする。

ア、3 ヶ月間滞納の場合 ⇒滞納理由を確認する。請求すべき滞納金は、一定期日までに支払うよう通達し、会員を継続するか否かを確認する。

イ、4 ヶ月間滞納の場合 ⇒一定期日までに支払うべき滞納金を納入しない会員については速やかに退会処理を行なう。

\*理由なく決断を引き延ばさない。

\*未入金は請求し回収する。

## ⑤退会手続き

会員より退会の申し出があった場合は、トラブル防止（会費の誤請求等）のため速やかに以下の手順で処理を行なう。特に退会月に齟齬がないよう注意する。

ア、退会の受付は口頭ではなく、必ず書面で倫理法人会事務局宛に提出していただく。

イ、会員から退会の連絡を受けた際は、事務局は退会手続きを行ない、その後単位倫理法人会会長に報告する。

## ⑥会計管理

現金および預金通帳を適正に管理し、入金・出金処理については、正確性・透明性・妥当性を保ち、会計内容全般の健全化を図る。

- ア、会計システムへの入力はややかに行ない、締め（入力完了）の期限を厳守する。
- イ、証憑書類を必着期限までに経理部宛に送付する。
- ウ、事務長は、締め（入力完了）の期限および証憑書類の必着期限が遵守されるよう努める。
- エ、監査は、定期的に現金預金の実査および会計帳簿の通覧を行ない、支払（入金）先、支払（入金）内容、金額等の適正性を確認し、監査報告を行なう。
- オ、その他、会計管理上必要な処理の詳細については証憑書類マニュアル等の各種マニュアルを参照し、役職者および事務局はマニュアルに則りその職務を遂行する。

## （２）円滑な事務局運営

- ① 事務長は定期的に事務局員の教育指導を行なう。
- ② 事務局は、監査の求めに応じて開示できるよう証憑書類は常に整理しておく。
- ③ 倫理法人会の窓口として、電話応対や接客を丁寧に行なう。
- ④ 事務局内の清掃、整理整頓を常に心がけ室内の美化に努める。
- ⑤ 人数に関係なく「活力朝礼」「終礼」を行なう。

## （３）単位倫理法人会事務長・監査・事務局員の研修

- ① 都道府県倫理法人会は倫理法人会事務局業務を正しくかつ円滑に行なうため、単位倫理法人会事務長・監査・事務局員研修を開催する。原則として単位倫理法人会の指導にあたる都道府県倫理法人会事務長・監査が、倫理研究所の提供する各研修用資料（倫理法人会事務用・会計処理用）に基づいて研修を行なう。
- ② 研修に伴う倫理研究所からの講師派遣については、各都道府県の状況を法人局教育業務部が勘案する。  
※研修を法人局に依頼する場合は、研修内容・日時を明記し、3ヵ月前までに「講師派遣依頼書」を方面長宛に提出する。
- ③ 都道府県倫理法人会監査は、倫理法人会の健全な会計処理を実現するため、単位倫理法人会監査の指導にあたる。
- ④ 必要に応じて法人局や経理部が倫理法人会に対して監査を行なう場合がある。

## （４）事務長・監査会

令和5年7月13日～14日にかけて、倫理研究所にて「事務長・監査会」を開催する。  
(対象者：令和6年度都道府県事務長・監査)

## 3. 委員会

### （１）委員会活動

- ① 都道府県には「モーニングセミナー委員会」「朝礼委員会」は必ず設け、「キャリア」「研修」「広報」「女性」の各委員会は、1,000社以上の会は必ず設けることとするが、1,000社未満の会は設置を選択する。「倫理塾委員会」は、1,000社以上かつ、後継者または経営者を対象とした倫理塾を開塾する会のみ設置することとし、「青年委員会」は、会の規模に関係なく設置の有無を選択する。上記の都道府県委員長・副委員長には理事長名の辞令を発行する。

- ②都道府県の各委員会は単位倫理法人会の諸活動を活性化させ、各委員会と連携をとって会員普及につなげる。
- ③各委員会は必要に応じて会議を開催する（リモート及びリモート併用開催可）。
- ④年間予定行事以外、役員会で承認を得ていない突発的な行事は開催しない。
- ⑤2,000社以上の会員を有する会は、上記委員会に加えて1委員会に限り理事長辞令を交付する正規委員会を設置することができる。但し、設置には方面長とよく協議し、法人局の承認を得て、過去3年程度の実績（県会長辞令時の活動実績）を勘案して設置する。
- ⑥各委員会の委員は単会の幹事で構成する。但し、キャリア委員会の委員は会長経験者とする。

## （2）各種委員会

### ◆モーニングセミナー委員会（設置必須）

#### ①委員長の立場

副委員長や委員と協力し、所属単会のモーニングセミナー活性化の推進を図り、『経営者モーニングセミナーマニュアル』に則った開催を指導する。

#### ②委員長の職務

- ア、『経営者モーニングセミナー マニュアル』（R3年度改訂版）に則って運営を指導する。
- イ、所属の単会ごとに「出席社数の目標」を設定し、参加者の増大を図る。
- ウ、キビキビしたモーニングセミナーの雰囲気づくりと朝食会の活性化を図り、未会員を入会に導く。

#### ③副委員長の立場

委員長を補佐し、モーニングセミナーの活性化とマニュアルに沿った運営指導を支援する。

#### ④副委員長の職務

- ア、委員長の指示のもと、与えられた職務を遂行する。
- イ、委員長不在の時は、その職務を代行する。

※ R3年度改訂版『経営者モーニングセミナー マニュアル』はR.linkの[文書管理>法人局>事務局関係>05. マニュアル関係>倫理法人会マニュアル集]から引き出すことが出来る。

※[MS委員会正副委員長会] 令和4年10月21日(金)～22日(土)

### ◆朝礼委員会（設置必須）

#### ①委員長の立場

副委員長や委員と協力し、『職場の教養』を用いた「活力朝礼」を提案・指導して、実施企業の増大を図る。

#### ②委員長の職務

- ア、朝礼委員対象の「朝礼基本マスター研修」を企画し、実施する。
- イ、「朝礼基本マスター研修」受講者が、単会で講義・実習を担当する「朝礼研修」を企画・実施するよう促す。

- ウ、会員企業が活気に満ちた朝礼の導入の契機となり、継続のヒントとなるよう、「朝礼コンテンツ」「朝礼発表会」などを企画・実施・発信する。
- エ、「活力朝礼」実施企業数の目標を設定し、増大を図る。
- オ、「終礼」実施を促進する。

③副委員長の立場

委員長を補佐し、「活力朝礼」実施企業の増大を図り、諸行事・研修を支援する。

④副委員長の職務

- ア、委員長の指示のもと、与えられた職務を遂行する。
- イ、委員長不在の時は、その職務を代行する。

※[朝礼委員会正副委員長会] 令和5年1月20日(金)～21日(土)

**◆研修委員会（1,000社以上は必須、1,000社未満は選択）**

①委員長の立場

副委員長や委員と協力し、会員の純粋倫理の体得、役職者や会員に学習機会を提供する。役職者や会員の意識向上のため、各種研修の内容充実・活性化を図る。

②委員長の職務

- ア、「倫理経営基礎講座」の役職者の参加目標を設定し、増大を図る。
  - イ、新入会員オリエンテーションを企画・実施する。
  - ウ、富士高原研修所における企業向けセミナーの受講を推進する。
  - エ、「七つの原理」の学習会や『万人幸福の栞』の学習会を企画・実施する。
  - オ、倫理体験事例を発表する「事業体験報告会」「実践報告会」等を企画・実施する。
- ※5年に一度、創始者のご命日である12月14日の前後一週間を目安に、倫理体験事例を発表する「感謝報告の会」を開催する（次回開催は令和8年12月）。

③副委員長の立場

委員長を補佐し、純粋倫理を基盤とした倫理経営の学習機会を提供し、各種研修を支援する。

④副委員長の職務

- ア、委員長の指示のもと、与えられた職務を遂行する。
- イ、委員長不在の時は、その職務を代行する。

**◆広報委員会（1,000社以上は必須、1,000社未満は選択）**

①委員長の立場

副委員長や委員と協力し、ホームページや広報誌などの企画・管理・充実を図り、地域・行政・会員・未会員に対して倫理法人会の活動を的確かつ効果的に広報する。

②委員長の職務

- ア、広報誌やホームページ(HP)・Facebook・TwitterなどのSNSも効果的に活用し、倫理法人会の内外に会の諸活動を広報する。
- イ、R.linkの「ホームページガイドライン」や法人局連絡事項を参照し、都道府県のHPをSNSに掲示するに際し、運営と管理を行なう。単会や委員会がSNSに掲示したも  
のに対しては、監視と指導を行なう。

り、都道府県、単会の行事や好運営の情報を収集し、記事の執筆・収集を行なう。  
エ、倫理研究所の依頼に応じて『倫研新報』『Rinri Network』等に寄稿する。

③副委員長の立場

委員長を補佐し、効果的な広報活動を強力に支援する。

④副委員長の職務

ア、委員長の指示のもと、与えられた職務を遂行する。

イ、委員長不在の時は、その職務を代行する。

**◆女性委員会（1,000社以上は必須、1,000社未満は選択）**

①委員長の立場

副委員長や委員と協力し、女性経営者並びに経営者夫人を対象に普及活動を行う。

他の委員会と協議して、女性が行事や研修に参加しやすくなるようサポートする。

②委員長の職務

ア、女性の視点を効果的に活用し、女性経営者並びに経営者夫人を対象としたセミナー等を開催し、親睦の輪を広げる。

イ、都道府県や単位倫理法人会が開催する諸行事をサポートするとともに、女性層の参加とサポート者を増員する。

ウ、モーニングセミナー委員会と協調し、モーニングセミナーに女性の参加者が増えるよう企画と実施をサポートする。

③副委員長の立場

委員長を補佐し、女性委員会の活動を強力に支援する。

④副委員長の職務

ア、委員長の指示のもと、与えられた職務を遂行する。

イ、委員長不在の時は、その職務を代行する。

**◆キャリア委員会（1,000社以上は必須、1,000社未満は選択）**

※同委員会の委員は、会長経験者で構成する。

①委員長の立場

副委員長や委員と協力し、都道府県会長及び単位倫理法人会会長経験者、法人スーパーバイザー、法人アドバイザー間の交流促進を図り、現役職者との連携を強化する。

②委員長の職務

ア、年1~2回の交流会を行なう。

③副委員長の立場

委員長を補佐し、諸行事の支援にあたる。

④副委員長の職務

ア、委員長の指示のもと、与えられた職務を遂行する。

イ、委員長不在の時は、その職務を代行する。

#### ◆倫理塾委員会（1,000社以上は選択）

##### ①委員長の立場

副委員長や委員と協力し、ガイドラインに則った「後継者倫理塾」「倫理経営塾」の運営推進に努め、各塾生の教育にあたる。

##### ②委員長の職務

ア、設置基準に則って塾生を募集し、開塾の準備を行なう。

イ、「倫理経営」を基盤とした教育カリキュラムを立案し、塾生の教育指導にあたる。

ウ、塾生、修了生の所属会での活躍をサポートする。

##### ③副委員長の立場

委員長を補佐し、塾の運営及び塾生の募集、教育を強力に支援する。

##### ④副委員長の職務

ア、委員長の指示のもと、与えられた職務を遂行する。

イ、委員長不在の時は、その職務を代行する。

※後継者を対象とした塾と、経営者を対象とした塾の併設を希望する場合は、方面長に相談の上、実情に応じて開塾可能とし、各委員長、副委員長には理事長辞令を発行する。

この場合、2,000社以上の会は、一方の塾を「新設委員会」とするが、別に新たな委員会を設けたい場合は、方面長に相談の上、新設委員会を一委員会に限り設置を認める。

※[倫理経営塾委員会正副委員長会] 令和5年4月12日(水)～13日(木)

#### ◆青年委員会（選択）

##### ①委員長の立場

副委員長や委員と協力し、若手経営者や後継者を対象とした活動を推進して次代の役職者候補の発掘と育成に努める。

##### ②委員長の職務

ア、若手未会員(20～49歳以下の経営者)への普及。

イ、若手経営者や後継者を対象とした各種セミナーや行事を企画・実施する。

ウ、必要に応じて、若手経営者や後継者を対象とした親睦を図る行事を企画・開催し、連帯連携の輪を拡げ、これを強化する。

##### ③副委員長の立場

委員長を補佐し、若手未会員への普及を強力に支援する。

##### ④副委員長の職務

ア、委員長の指示のもと、与えられた職務を遂行する。

イ、委員長不在の時は、その職務を代行する。

#### ◆新設委員会（2,000社以上）

##### (1) 試行期間

新たに正規委員会の設置を希望する場合は、まず、都道府県会長辞令による委員会として設置する。

この試行期間の委員会は、委員会設置の目的に鑑み「人材の集中と指示系統の一元化」

を期して、一委員会のみ設置することができる。

また、設置構想に際しては、当会の掲げる目的に沿い、将来、常設の必要性が認められる内容であるかどうかを十分に吟味し、方面長とよく相談した上で決定する。

## (2) 正規委員会としての認定後

### ① 委員長の立場

副委員長や委員と協力し、設置された委員会の目的実現と目標達成に努め、当該倫理法人会活動を活性化する。

### ② 委員長の職務

方面長と相談の上、設置委員会の目的実現及び目標達成に必要な職務を都道府県において定める。

### ③ 副委員長の立場

委員長を補佐し、当該委員会活動を強力に支援する。

### ④ 副委員長の職務

ア、委員長の指示のもと、与えられた職務を遂行する。

イ、委員長不在の時は、その職務を代行する。

※委員長と副委員長には、理事長辞令を発行する。

## Ⅲ. 単位倫理法人会における運営の強化

### 1. 年間活動計画等

都道府県の活動方針に基づき活動計画を立案する。各行事は内容をよく検討し、開催日程は倫理研究所と法人局主要行事・都道府県の行事を確認し「活動計画書」に明記する。なお、倫理研究所からの講師派遣を伴う諸行事は、毎月 20 日までに実施できるよう計画する。予定外の行事については、決定する前に必ず幹事長または地区長に相談する。

#### ① 年間行事

「経営者の集い」の開催月と「倫理経営講演会」の開催月日を決める。状況に応じて分封、周年行事等は事前に都道府県役員会に諮る。突発的行事は控える。

#### ② 普及活動計画

都道府県と協議し年度目標とともに、2月に中間目標を設定する。100社以上の単位倫理法人会は資格維持につとめ、さらなる拡充を図る。100社未満の単会は、着実な普及による資格復帰を目指す。

### 2. 役員会

① 会議は、単位倫理法人会活動を円滑に運営させることを目的に開催する。

② 原則として、都道府県役員会終了後、上旬に開催する。

③ 事前に出欠確認を行ない、出席率を高める（欠席者には届出を求める）。

④ 協議は必ず記録をとり、最後に決定事項を確認し議事録を作成する。

⑤ 議事録は、出席対象者が必要に応じて閲覧できるよう、事務局に保管する。

⑥ 「会計報告」は毎月、「監査報告」を年3回以上行ない、会運営の健全化と透明化を図る。

### 3. 経営者モーニングセミナー

- ①『経営者モーニングセミナー マニュアル』(R.link 内の最新版) 通りに実施運営する。
- ②動員計画(未会員を含む)を立案し、出席社数と出席人数の増加を図る。
- ③会員スピーチの充実に努める。
- ④倫理実践を喚起する。
- ⑤在籍会員数の30%以上を動員目標とする。

\*『経営者モーニングセミナー マニュアル』参照

<表彰>①参加社数部門 ②参加率部門

※ 正倫理法人会(100社以上)で、原則月3回以上経営者モーニングセミナーを開催しているところを対象に、以下の項目で月間は1位のみ、年間は1~3位を表彰する(年間表彰は年度内12ヵ月連続して正倫理法人会の条件を満たしていること。尚、自然災害等により開催できない場合は別途考慮する場合がある)。

[算出方法]

$$\text{①} = \frac{\text{当該単位倫理法人会月間参加合計社数}}{\text{モーニングセミナー開催数}} \quad \text{②} = \frac{\text{左記①}}{\text{前月締め(19日)在籍会員数}}$$

※②の年間表彰は、在籍会員の年間平均を分母とする(令和4年6月~令和5年5月)。

※月・年間の表彰対象月は、令和4年7月~令和5年6月。

### 4. 倫理経営基礎講座

役職者を対象に開催し、役職者としての自覚を深めるとともに純粋倫理の理解と実践力の向上を図る。なお、次期役職の候補者も参加可能とする。

- ①開催時間は60分とする。
- ②日程は開催月2ヵ月前に法人局より連絡する。
- ③講師は倫理研究所より派遣する。
- ④受講者は『倫理経営基礎講座テキスト』『万人幸福の栞』を携行する。
- ⑤「経営者の集い」の充実に図るため、「倫理経営基礎講座」を開催しない月もある。

※テキストが不足した場合は、都道府県事務局で集約し、所定用紙で法人局教育業務部宛に申し出る。

### 5. 経営者の集い

- ①未会員や活動に参加していない会員が倫理経営の実践体験を学ぶ機会として積極的に開催する。
- ②未会員を含めた動員目標を設定し、終了後は未会員が入会へと結びつくよう、丁寧に対応する。
- ③開催回数(年5回以内・11月~7月)については「活動計画書」の「経営者の集い」の欄に○印を記入する。
- ④派遣通知を受けたら、「倫理経営基礎講座」等と重複しないよう、法人レクチャーと日程の打ち合わせを行なう。
- ⑤終了後は、「令和5年度経営者の集い開催報告書」を方面長宛にメール(教育業務部「同報告書」専用共有メールアドレス添付)またはFAXで送信する。

## 6. 自主開催のセミナー

- ① 企画前より方面長に相談し、倫理研究所派遣以外の講演者を招聘する場合、「講師料」「出演料」を確認して費用対効果も考慮する。
- ② インターネット等で講師プロフィール（職業・略歴）を事前調査して役員会で承認を得てから依頼する。

## 7. 倫理経営講演会

- ① 令和5年度倫理経営講演会テーマ

- ② 未会員へ倫理経営をアピールする行事と位置づけ、未会員や活動に参加していない会員が倫理経営の実践体験を学ぶ機会として、広く地域の経営者に呼びかける。動員目標は100社（未会員30%）以上とし、終了後未会員への対応を丁寧に行ない入会へと結びつける。
- ③ 開催期間は1月～5月内とし、日時を各単位倫理法人会で決定し「活動計画書」に明記する。
- ④ 講演会聴講券は、2,000円以上とし、全ての講演会終了後、助成金と相殺するかたちで講演費30,000円を清算する。
- ⑤ 開催形式は原則、A：事業体験報告＋講演、B：朝礼実演＋講演とする。
- ⑥ 倫理研究所が派遣する講師および事業体験報告者の交通費は倫理研究所の負担とする。
- ⑦ 「倫理経営講演会」を開催する月は「倫理経営基礎講座」及び「経営者の集い」は開催しない。

## 8. 周年行事など特別な行事の講師派遣

- ① 周年行事などを開催する場合、事前に都道府県会長（幹事長・地区長）に相談の上、「講師派遣依頼書」を提出する。
- ② 周年行事は、正倫理法人会設立日を起点として5年毎に開催する。
- ③ 原則、行事開催の3ヵ月前に100社を満たしている場合のみ倫理研究所より講師を派遣する。  
\*『倫理法人会活動の手引き』参照

## 9. 活力朝礼

朝礼委員会の計画に基づき『職場の教養』を活用した「活力朝礼」実施企業の増大を図る。

- ① 都道府県が、「朝礼研修」「活力朝礼コンテスト」「朝礼見学会」などを開催する場合は、所属会員に呼びかけて、積極的に参加を促し、活力朝礼のさらなる浸透を図る。
- ② 自主的に会員企業社員対象の「朝礼研修」を開催する場合は、「朝礼研修」の開催予定を「活動計画書」に明記し、講義・実習は朝礼委員会に依頼する。

## 10. 清掃活動

日程を決めて「清掃活動」を行ない、環境の美化・浄化に積極的に努める。

## IV. 教育の充実

### 1. 基本教育

「倫理経営基礎講座」を役職者教育の基盤と位置づけ、単位倫理法人会ごとに実施し、本講座の受講履修を法人レクチャラーと倫理経営インストラクターの推薦・審査項目の一つとする。

### 2. 資格教育

#### (1) 倫理経営インストラクター

##### ①倫理経営インストラクター研修（法人レクチャラー）

法人レクチャラーの役職を持つ倫理経営インストラクターを対象に倫理経営に関する基本的な知識の学習と、諸能力の養成を主眼とした研修を富士高原研修所で行なう。なお、5回以上の受講歴を有する者及び70歳以上の者は本研修を免除する。

[法人レクチャラー] 令和5年3月18日(土)～19日(日)

##### ②新任倫理経営インストラクター認定講座

令和4年度、新たに承認された倫理経営インストラクターは、倫理研究所（東京都千代田区紀尾井町4-5）で認定証授与式および研修を行なう。

[新任] 令和4年9月20日(火)～21日(水)

### 3. 役職教育

#### (1) 法人スーパーバイザー研修・法人アドバイザー会

法人スーパーバイザー、法人アドバイザー・名誉法人アドバイザーを対象に、法人局講師陣に求められる諸能力の向上に資する会合を行なう。

[法人SV研修] 令和4年10月13日(木)～14日(金)

[法人AD会] 令和5年6月20日(火)～21日(水)

#### (2) 法人レクチャラー研修

法人レクチャラーとして「経営者の集い」や「倫理経営講演会」で行なう、「事業体験報告」（倫理経営の実践成果の報告）の能力向上のため研修を実施する。

##### ①倫理経営講演会事業体験報告者研修

##### ②新任法人レクチャラー研修

両行事を富士高原研修所にて併催する。なお、新任法人レクチャラーは、②の受講を「経営者の集い」への派遣条件とする。

[第一組]令和4年11月29日(火)～30日(水)

[第二組]令和5年1月14日(土)～15日(日)

※ 新任法人レクチャラーで、上記の研修に参加できない場合は、「経営者の集い」へ派遣しない。

③上記研修の対象外で経験年数が2年以上5年以内、6年目以降の受講を希望する法人レクチャラーを対象に研修を行なう。原則として都道府県毎に一日研修として令和4年9月から11月の期間に開催する。

### (3) 倫理経営講演会講師勉強会

動画を郵送し、インターネット上にもアップする。講師用学習資料、DVDを11月下旬に発送・配信する。

## 4. 倫理経営指導（倫理指導）

会員は生活上の苦難、また事業目標実現に向けての課題などについて倫理指導を受けることができる。希望者は、事前に「(2)申し込み方法」で予約し、事務局にある「倫理指導票」に必要な事項を記入の上、指導時に提出する。

### (1) 倫理指導を行なう講師

倫理指導は、「倫理経営インストラクター」の資格を有する者に受けることができる。以下の講師陣は当資格を有する。

理事、監事、法人局顧問、法人スーパーバイザー、法人アドバイザー、  
名誉法人アドバイザー、研究員

上記講師陣以外でも倫理経営インストラクター有資格者であれば、倫理指導を受けることができる。

### (2) 申し込み方法

#### ① 出張者

単会等へ出張した講師に倫理指導を申し込む場合は、会長の承認を得て行なう。また、他単会の出張者に申し込む場合は、自単会会長及び出張先の単会会長の了承を得る。その後、講師と日時を調整し、出張先の単会会長に調整した日時を知らせる。

#### ② 倫理研究所（東京都千代田区紀尾井町4-5、TEL:03-3264-2251 法人局3、普及事業部3）

毎週土曜日に行なっている倫理研究所での「倫理指導」を希望する場合は、普及事業部まで事前に電話で申し込む。

## 5. 現地セミナー・企業講演

### (1) 都道府県倫理法人会主催の場合

①「都道府県活動計画書」に明記し、原則として令和4年9月末日までに「講師派遣依頼書」を方面長宛にメールまたはFAXで送信する。

②諸経費については下記の表を参照。

③開催7日前に参加者20名以下の場合は、開催を中止とすることもある。

#### 【現地セミナー料金表】

種別	期間	費用	交通費	会場費・宿泊費
経営者セミナー	1日	20万	倫理研究所 負担	主催者負担
	1泊2日	30万		
幹部社員セミナー	1日	15万	倫理研究所 負担	主催者負担
	1泊2日	25万		
新入社員セミナー	1日	10万	倫理研究所 負担	主催者負担
	1泊2日	20万		

※上記種別のセミナーを同日程、同所で開催の場合、費用はそれぞれ別途に生じます。

## (2) 企業主催の場合（会員企業限定）

都道府県倫理法人会を窓口として「講師派遣依頼書」を原則3ヵ月前までに方面長宛にメールまたはFAXで送信する。諸経費については下記の表を参照。事項(3)企業講演も同様。

### 【現地セミナー料金表】

種別	期間	費用	交通費・会場費・宿泊費
企業主催セミナー	1日	20万	主催者負担
	1泊2日	30万	

## (3) 企業講演

### 【企業講演料金表】

種別	時間	費用	交通費・会場費・宿泊費
会員	2時間以内	5万	主催者負担
未会員	2時間以内	10万	主催者負担

## V. 富士高原研修所（各種セミナー）

- ①役職者は、「経営者倫理セミナー」を受講する。
  - ②係を決めて会員に各種セミナーの受講を積極的に勧め、会員企業への純粹倫理の浸透をはかる。
  - ③都道府県は「プランニングセミナー」を企画し、積極的に富士高原研修所を活用する。
- ※富士高原研修所で開催されている「社員倫理セミナー」で発行する「活力朝礼マスター認証書」は、認証された社員が所属する企業内のみ有効とする。

## VI. 禁止事項

### 1. 倫理法人会組織での商行為、政治活動・他団体への勧誘の禁止

倫理法人会においては、一切の商取引、宗教・政治活動への勧誘、他団体への勧誘、その他PR活動を禁止する。

活動の円滑な運営の妨げとなり、ひいては会の信頼が失墜することのないように役職者が厳正に対応する。

本会の諸活動などでの、特定の商品の意図的宣伝などを含む一切の商取引を禁じる。また、本会の役職者及び会員のネットワークを通じての物品販売などの商行為、宗教・政治活動の勧誘及び普及活動の妨げとなる活動も同様とする。

（『倫理法人会規程』第26条）

## 2. 会員間の金銭の貸借

会員間の金銭の貸借は、当事者間の人間関係を悪化させるばかりでなく、倫理法人会の健全な組織活動の妨げとなるので厳に慎む。

会員間の金銭の貸借および商取引などのトラブル、及び会員間における民事事件や刑事事件などについては、当所及び本会は一切責任を負わないものとする。

(『倫理法人会規程』第11条)

## 3. 会員に対する現金（金券類含む）支出の禁止

倫理法人会が有する現金・預金は、倫理法人会員の会費が原資であり、純粋倫理の学習・会合・普及などの諸活動に使用するための資金である。従って、会員へ報奨金・慰労金などの名目で現金及び金券類を支出することは、団体の性格上、適正とは言えず、慶弔費・交通費・講師費以外の会員に対する支出は認められない。

具体的には下記のような現金及び金券類の支出を禁止している。

- ①普及奨励賞、普及成約賞、功労賞などの名目で会に貢献された方への支出
- ②経営者モーニングセミナー皆勤賞、誕生祝、その他イベントの景品としての支出
- ③会員への還元及び寄付

※金券類：商品券・図書券など

## 4. 録音・録画・写真撮影

録音・録画・写真撮影及び、講演・講話内容をSNS、HP・会報などに掲載する場合は、必ず事前に講師の承諾を得る。但し、倫理研究所から派遣された講師の場合、録音、録画した音声・動画（当該講師より掲載許可を得た写真を除く）をSNS上へ投稿及び掲載をしない。録音・録画する場合は、飽くまで記録用とし、会報やHPに掲載の記事等に正確性を期するための記録資料として用いる。

諸行事の集合写真やスナップ写真をSNSなどへ掲載する場合も同様に、被写体（後ろ姿であっても）となる方々に事前に掲載許可を得る。SNS、会のHPへの投稿及び記載する以外に、個人によるSNSなどへの掲載も同様に許可を得た写真のみとする。

無断で使用しないよう、経営者モーニングセミナーの連絡事項時や開始2分前以前に、各行事にて全ての来場者に書面やアナウンスをして周知する。

## VIII. その他の事項

### 1. 倫理研究所発行の著作物の転載

倫理研究所が発行する著作物に掲載されている写真など（創始者の写真・書道作品を含む）を倫理法人会が発行する記念誌・記念品、また個人が編集発行する冊子などに転載する場合は事前に方面長に相談する。

### 2. 家庭倫理の会との関わり

#### ①「倫理経営講演会」

家庭倫理の会へのチケット販売を組織的に行なわない。

## ②「経営者モーニングセミナー」

ア、家庭倫理の会会員へ参加を呼びかけない。

イ、家庭倫理の会主催行事の PR、チケット販売は行なわない。

## 3. 選挙への立候補・選挙運動

①役職者および会員が公職選挙に立候補する場合は下記の点に留意する。

1. 役職者で選挙に立候補する者は、公職選挙の公示日より投票日まで辞令を発行者預かりとする。
2. 本会の役職者及び会員は、当所の組織を通して特定の候補者の選挙応援をしてはならない。ただし個人的に応援することは差し支えない。
3. 立候補者は「経営者モーニングセミナー」や各種セミナー・講演会など当所の諸会合において、選挙運動をしてはならない。

(『倫理法人会規程』第 27 条)

②会の費用で立候補者主催の講演会チケット等の購入は行なわない。

③祝電について

ア、会員または都道府県及び単位倫理法人会の顧問を対象とする。当選の時点で国会議員には倫理研究所より打電する。

イ、都道府県知事・市区町村長を含む地方議会議員は必要に応じて地元倫理法人会で対応する。

ウ、内閣組閣時の祝電は、大臣・副大臣に限り倫理研究所より打電する。政務官、補佐官については所属の都道府県で対応する。

## 4. 文化活動

①新たな法人支苑は開設しない。

②都道府県は、既存の「秋津法人支苑」「しきなみ法人支苑」を運営し、会員に文化・芸術に親しむ場を提供する。

③各法人支苑のお世話役には「〇〇法人支苑 秋津世話役」「〇〇法人支苑 しきなみ世話役」の辞令を交付する。尚、申請の際は各単会の役職者名簿の幹事の最後に明記する。

## 5. 非常時におけるリモート活用時の留意事項

- 集合型: 参加者が一堂に会する形式。
- リモート型: 遠隔地から機器を利用し、インターネットを介して参加する形式。
- リモート併用型: 集合型に一部リモートにて参加をする形式。
- リモート講師: 講師が集合型会場に足を運ばずリモートで講話。

※ リモート講師は、倫理研究所より派遣する講師(例えば、法人レクチャラー)は不可。それ以外の講師(例えば、会員外で招聘した講師)で、講師が望む場合に限りリモート講師を可とする。

## ①前提として

倫理法人会の行事を企画・実施するに当たり、参加者全員が一堂に会する集合型での開催を原則とする。倫理経営の学習は、会場に足を運ぶところから始まる。テキストに書かれていることを学習することも重要だが、併せて、会場設営等の準備や後始末をはじめ、講師や会友と顔を合わせ、声を掛け合い、心を繋ぐことも重要な学習要素である。

行事開催に当たり、リモート併用型の対応を昨年度に引き続き採用する。疫禍にあり、集合型の行事開催では、参加に不安を感じる会友をはじめ医療関係者や介護事業関連の会友などの実情、あるいは施設側からの会場使用を断られ代替の会場が見つからない等の状況、または行政からの活動自粛要請等を鑑み、参加者が一堂に会することが困難な状況が続く場合の対応として採用する。

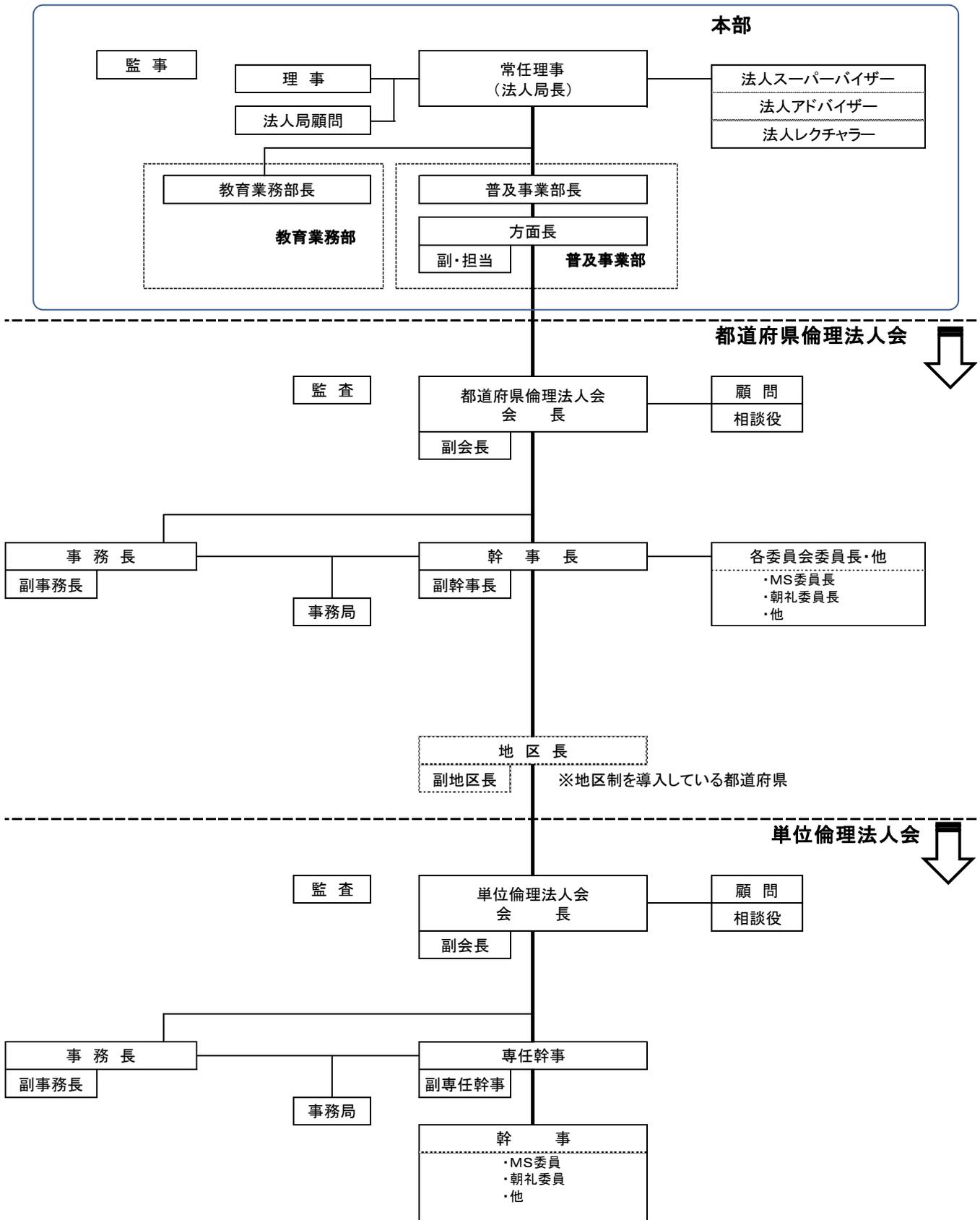
## ②集合型での留意事項

- ア. 状況に応じて感染対策を講じる。
- イ. 収容人数に余裕をもった会場を使用する。
- ウ. 「経営者モーニングセミナー」開始前の係の集合時間、リハーサルやモーニングセミナー朝礼に関しては、知事や自治体の方針等を鑑み、臨機応変に対応する。その際、講師にも現況の対応について事前に伝える。
- エ. 飲食を伴う会合に関しては慎重に判断し、開催の際は十分な対策を講じる。
- オ. 止むを得ず行事を中止する場合は速やかに、単会・地区・都道府県（事務局）・方面担当者と情報を共有する。

## ③リモート併用型での留意事項

- ア. 単会主催のリモート併用型行事は会場の収容人数制限や職業柄参加できない等の理由による場合に限り参加 ID を告知する。参加者は所属単会会員と会員がお誘いする未入会の方に限る。
- イ. 倫理研究所から派遣する講師は、必ず会場に足を運び、講義・講話を行なう。リモート講師として講義・講話は行なわない。
- ウ. リモート参加者は、他の参加者に参加していることが共有できるよう、自身の顔をモニターに投影するよう努める。また、講師・講話者にリモート参加者の表情が確認出来るよう、可能な限り大きめのモニターを用意する。
- エ. 会議・会合については、会場収容人数や離島・遠方よりの参加者に配慮し、リモート併用型開催を可能とする。
- オ. 「活動報告書」には、会場に足を運ばれた方の人数のみを記載する。各委員会のリモート型のみでの会合開催を除く。

# 倫理法人会組織図



## 令和5年度 法人スーパーバイザー（S V）一覧

北海道・東北方面		
1	高橋 秀一	北海道
2	新戸部 八洲男	青森県
3	佐々木 正博	岩手県
4	齊藤 実	秋田県
5	川崎 博祐	福島県
6	丸山 弘	福島県
関東・甲信越方面		
7	佐藤 英夫	茨城県
8	林 稔	茨城県
9	遠藤 就子	栃木県
10	井岡 秋夫	新潟県
11	栗山 靖子 ※	新潟県
12	大村 義之	山梨県
13	小俣 政英	山梨県
14	狩野 土	長野県
15	中村 八恵子	長野県
首都圏方面		
16	小池 博 ※	埼玉県
17	小滝 敏郎	埼玉県
18	清水 良朗	埼玉県
19	秋葉 邦男	千葉県
20	浅野 洋一	千葉県
21	花野井 勝浩	千葉県
22	吉田 平	千葉県
23	工藤 直彦	東京都
24	川内 美喜男	神奈川県
25	星 武司	神奈川県
東海・北陸方面		
26	中崎 行雄	石川県
27	安田 厚士	岐阜県
28	影山 伸和	静岡県
29	河合 伴治	愛知県
30	村上 実	愛知県
31	古川 典明	三重県

近畿方面		
32	井内 良三 ※	滋賀県
33	新庄 昇	滋賀県
34	大池 俊生	京都府
35	中西 通夫	京都府
36	吉瀬 融	大阪府
37	木村 雅	大阪府
38	佐藤 福男	大阪府
39	田畑 章	大阪府
40	栗山 章	兵庫県
41	中津 政敏	兵庫県
42	西廣 真治 ※	和歌山県
中国・四国方面		
43	井戸垣 昌延	鳥取県
44	福井 龍介	鳥取県
45	常松 栄	島根県
46	古川 雅巳	島根県
47	田中 里味 ※	岡山県
48	松森 悦子	広島県
49	松本 浩之	山口県
50	松熊 秀樹	香川県
51	松本 一志	愛媛県
52	久万田 昌弘	高知県
53	西森 義信	高知県
九州・沖縄方面		
54	中尾 達弥	福岡県
55	寺崎 晃嘉	佐賀県
56	福岡 敬貢	佐賀県
57	土井 幸喜	長崎県
58	永木 保史	長崎県
59	村上 尊宣 ※	熊本県
60	児玉 雄二	宮崎県
61	鶴田 芳男	宮崎県
62	天野 純一	鹿児島県
63	岩田 三千生	鹿児島県
64	塩川 哲郎	鹿児島県
65	神谷 善高	沖縄県

※印は新任

## 令和5年度 法人アドバイザー（AD）一覧

北海道・東北方面		
1	朝倉 幹雄	北海道
2	大村 秀明 ※	北海道
3	三田 望	岩手県
4	伊藤 俊郎	宮城県
5	原田 善征	宮城県
6	中村 恒一	山形県
7	青木 信博	福島県
関東・甲信越方面		
8	小山 久雄	茨城県
9	真行寺 廣始	茨城県
10	中嶋 章浩	茨城県
11	平野 健二	茨城県
12	森 誠	茨城県
13	若楨 正子	茨城県
14	野口 起生	栃木県
15	福田 康生 ※	栃木県
16	最上 勝弘	栃木県
17	磯田 サヨ	新潟県
18	澤 秀一郎	新潟県
19	山岸 正勝	新潟県
20	小山 秀一	長野県
21	安江 高治	長野県
首都圏方面		
22	大熊 富夫	埼玉県
23	金子 袈裟己	埼玉県
24	河野 武彦	埼玉県
25	齊藤 和子	埼玉県
26	柴崎 猛	埼玉県
27	荒井 久満	千葉県
28	田中 保生 ※	千葉県
29	戸田 栄造	千葉県
30	藤本 定明	千葉県
31	五十嵐 勝昭	東京都
32	小倉 裕美	東京都
33	高嶋 民雄	東京都
34	日高 新作	東京都
35	山崎 貞雄	神奈川県

東海・北陸方面		
36	伊藤 勇二 ※	福井県
37	島 良明	岐阜県
38	長田 辰美 ※	静岡県
39	山田 憲市	静岡県
40	角田 恭恵	愛知県
41	松尾 隆徳	愛知県
42	村山 明子	愛知県
近畿方面		
43	山路 卓司	大阪府
中国・四国方面		
44	森脇 慎一	島根県
45	二川 正志	香川県
46	岡田 紀夫	愛媛県
47	高木 正江 ※	愛媛県
九州・沖縄方面		
48	大江 義夫	福岡県
49	大津 正和	福岡県
50	緒方 一義	熊本県
51	宍倉 涉	熊本県
52	加藤 公利	大分県
53	宇都 要一	鹿児島県
54	石川 元章	沖縄県

## 令和5年度 名誉法人アドバイザー（AD）一覧

北海道・東北方面		
1	近田 雄一 ※	青森県
2	盛田 良次	秋田県
関東・甲信越方面		
3	大久保 あい子	茨城県
4	鹿島 節子	茨城県
5	岡村 建一	群馬県
6	宮坂 政宏 ※	群馬県
7	古屋 哲男 ※	山梨県
8	熊谷 加舟	長野県
首都圏方面		
9	岡庭 武利	埼玉県
10	三上 忠男	埼玉県
11	畔高 敦司	千葉県
12	佐藤 光央	千葉県
13	増田 彰司	千葉県
14	小林 桂子	東京都
15	関口 宇一	東京都
16	中野里 孝正	東京都
17	横田 保	東京都
18	小野寺 明美	神奈川県
19	宮井 エイ子	神奈川県

東海・北陸方面		
20	遠藤 洋徳 ※	三重県
近畿方面		
21	藤原 忠生	京都府
22	津々木 昭子	兵庫県
中国・四国方面		
23	飯塚 秀夫	広島県
24	松本 忠	徳島県
25	徳永 孝明 ※	香川県
九州・沖縄方面		
26	浅井 美行 ※	福岡県
27	岩永 研一	熊本県
28	佐藤 博治 ※	大分県
29	宮崎 文男	大分県
30	上杉 兼祺	宮崎県
31	比嘉 八重子 ※	沖縄県

# 普及活動のあり方

## 1、普及活動の心得

---

- ①訪問先の益々の繁栄・発展を願い、心を込めてお勧めしましょう。
- ②入会の有無に関わらず爽やかな対応を心掛けましょう。
- ③普及は自己成長の場と捉えて、明るく笑顔で元気に取り組みましょう。

## 2、訪問日と訪問時間帯

---

先方の業種・業態を考慮し、事前に連絡を取って訪問日と訪問時間帯を決めてください。先方の都合を考えずに長時間滞在したり、訪問時間に遅れる、始業前や終業後に訪問をするなどの行為は慎んでください。また、月曜日、土日祝日、盆や年末年始などの訪問は先方に迷惑をかけることがあるため、控えるようにしましょう。

## 3、訪問人数

---

訪問する人数については、紹介者を含めて2名程度とし、大人数で押しかけるのは慎みましよう。

## 4、持参品

---

倫理法人会の活動が一目でわかるような資料（「倫理法人会案内」「職場の教養」「万人幸福の葉」「都道府県の広報誌」「入会申込書」）など、その他必要と思われるパンフレットやリーフレットを持参してください。

## 5、説明内容

---

倫理法人会の活動や学習内容、具体的な会員企業の成功例（朝礼を取り入れて社風がよくなった、社員のモチベーションがアップした、継承問題がスムーズに運んだ・・・）などを懇切丁寧に説明してください。

また、倫理法人会入会の基本情報（会費、『職場の教養』の贈呈、無料で参加できる行事の紹介、朝礼指導、経営者倫理セミナー受講の割引制度、入退会の仕組み・・・）などの説明に漏れがないようお願いいたします。

## 6、訪問後の対応

---

- ①経営者モーニングセミナー等、諸活動への参加を勧めてください。
- ②活動案内のメール配信やファックスをしてもよいかどうかを確認してください。

## 7、その他

---

- ①仕事上の力関係を利用し、入会の強要・強制はしないでください。
- ②訪問の際には自社の営業活動、政治・宗教に関わる話はしないでください。
- ③反社会勢力に属したり関与するなどの可能性がある企業・団体へは、入会をお勧めしないでください。

# 都道府県別人口と企業数

(単位:人・社)

方面	都道府県	総人口	企業数
北海道・東北	北海道	5,228,885	141,669
	青森県	1,238,730	39,867
	岩手県	1,211,206	37,306
	秋田県	960,113	33,126
	宮城県	2,303,487	59,458
	山形県	1,068,696	38,790
	福島県	1,834,198	58,708
関東・甲信越	茨城県	2,868,554	79,542
	栃木県	1,934,016	60,157
	群馬県	1,940,333	65,007
	新潟県	2,202,358	76,279
	山梨県	810,427	30,715
	長野県	2,049,683	73,325
首都圏	埼玉県	7,346,836	161,613
	千葉県	6,287,034	121,018
	東京都	14,064,696	417,988
	神奈川県	9,240,411	188,015
東海・北陸	富山県	1,035,612	34,706
	石川県	1,133,294	40,519
	福井県	767,433	29,255
	岐阜県	1,979,781	70,820
	静岡県	3,635,220	120,024
	愛知県	7,546,192	208,948
	三重県	1,771,440	51,570
近畿	滋賀県	1,414,248	34,667
	京都府	2,579,921	79,214
	大阪府	8,842,523	271,936
	兵庫県	5,469,184	145,054
	奈良県	1,325,437	31,557
	和歌山県	923,033	34,394
中国・四国	鳥取県	553,847	16,088
	島根県	671,602	22,191
	岡山県	1,889,607	52,472
	広島県	2,801,388	83,126
	山口県	1,342,987	38,987
	徳島県	719,704	25,369
	香川県	951,049	30,935
	愛媛県	1,335,694	43,577
	高知県	692,065	25,025
九州・沖縄	福岡県	5,138,891	135,389
	佐賀県	812,013	24,459
	長崎県	1,313,103	41,846
	熊本県	1,739,211	47,877
	大分県	1,124,597	34,752
	宮崎県	1,070,213	34,855
	鹿児島県	1,589,206	49,970
	沖縄県	1,468,410	47,168
合計		126,226,568	3,589,333

出典:

人口(R2年)……「令和2年国勢調査 人口速報集計」(総務省統計局ホームページより)

企業数(H28.6データ)……「都道府県・大都市別企業数、常用雇用者数、従業員数(民営、非一次産業、2016年)」

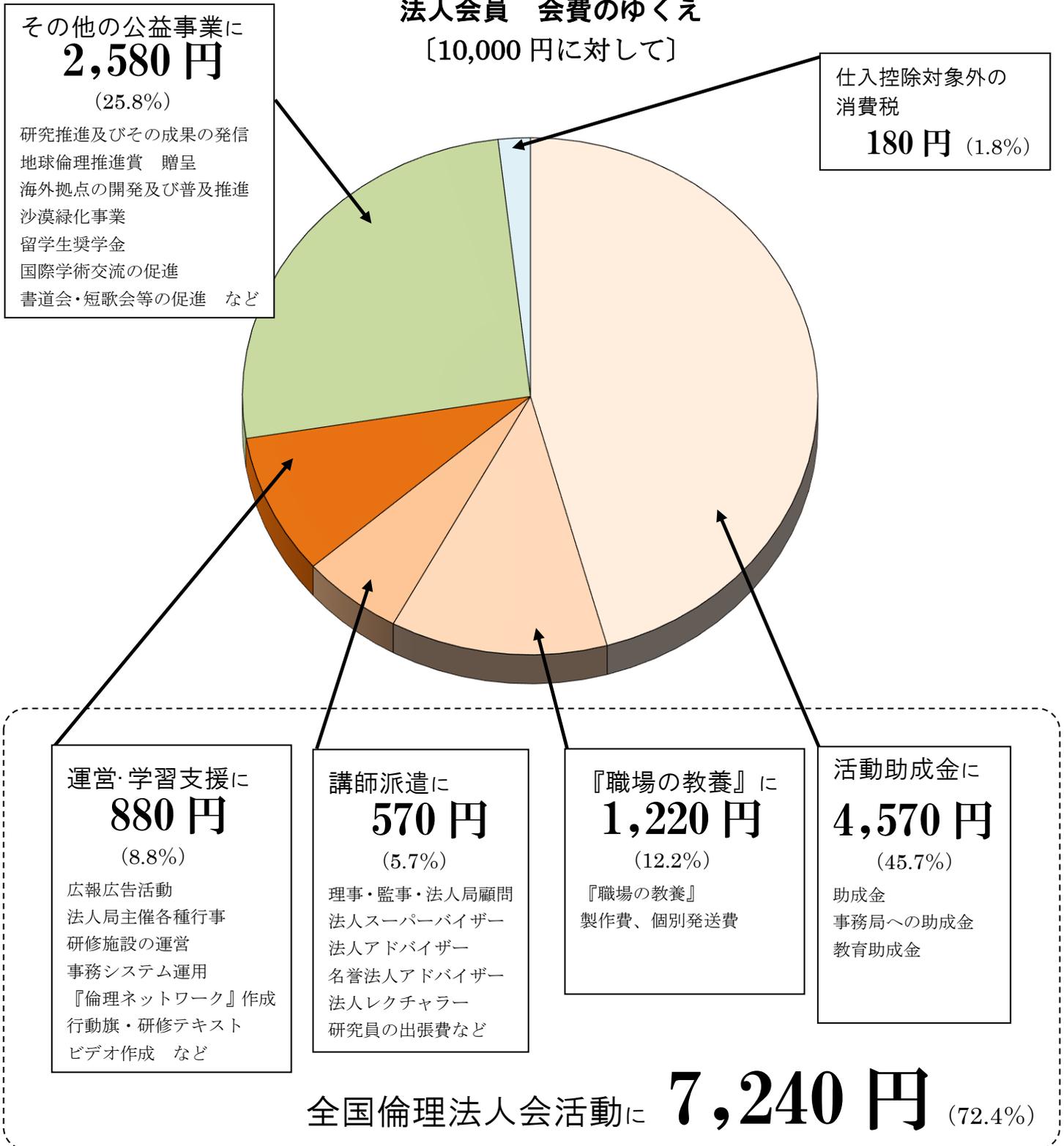
(中小企業庁ホームページより)

## 会費の使途

皆様の会費はこのような使われます

〔令和5年度〕

法人会員 会費のゆくえ  
〔10,000 円に対して〕



令和5年度予算をもとに作成いたしました。

倫理研究所の公益事業については公式ホームページ <https://www.rinri-jpn.or.jp> をご参照ください。

## 【R.link でダウンロードできる主なもの】

項目	添付データ
設立・開設関係	<input type="checkbox"/> 倫理法人会事務局住所等変更連絡表 <input type="checkbox"/> 倫理法人会名称変更届 <input type="checkbox"/> 倫理法人会統廃合申請書 <input type="checkbox"/> 倫理法人会設立・開設認可願
備品関係	<input type="checkbox"/> 固定資産購入の手引き <input type="checkbox"/> 備品申請書 <input type="checkbox"/> 倫理経営基礎講座テキスト 発送依頼申請書
活動報告書	<input type="checkbox"/> 活動報告書 <input type="checkbox"/> 女性委員会活動報告書
法人レクチャー関係 マニュアル関係	<input type="checkbox"/> 出張報告書兼旅費精算書 <input type="checkbox"/> 倫理法人会事務マニュアル <input type="checkbox"/> 倫理法人会活動の手引き <input type="checkbox"/> 倫理法人会設立マニュアル <input type="checkbox"/> 倫理経営基礎講座進行要領 <input type="checkbox"/> 周年行事開催要領 <input type="checkbox"/> 経営者の集い開催要領 <input type="checkbox"/> 経営者モーニングセミナーマニュアル <input type="checkbox"/> 朝礼研修テキスト <input type="checkbox"/> R. l i n k 操作マニュアル <input type="checkbox"/> 倫理法人会事務局向けマイナンバーチェックリスト
会費関係	<input type="checkbox"/> 法人会費請求書テンプレート <input type="checkbox"/> 納金情報変更処理依頼書 <input type="checkbox"/> 預金口座振替依頼書
後継者倫理塾	<input type="checkbox"/> 開塾に関する資料 <input type="checkbox"/> 開催に関する資料他
役職者名簿関係	<input type="checkbox"/> 役職者名簿用紙 <input type="checkbox"/> 役職者推薦書 <input type="checkbox"/> 役職者名簿作成・登録上の注意事項 <input type="checkbox"/> 役職者の定員と条件 <input type="checkbox"/> 役職者名簿作成について
経営者の集い関係	<input type="checkbox"/> 「経営者の集い」開催報告書
倫理経営講演会関係	<input type="checkbox"/> 倫理経営講演会開催要領 <input type="checkbox"/> 倫理経営講演会全体配布資料 <input type="checkbox"/> 倫理経営講演会開催報告書 <input type="checkbox"/> 進行台本 <input type="checkbox"/> 倫理経営講演会開催変更事項届

項目	添付データ
倫理経営基礎講座関係	<input type="checkbox"/> 倫理経営基礎講座進行要領 <input type="checkbox"/> 倫理経営基礎講座「受講記録」
連絡事項	<input type="checkbox"/> 各方面別・方面共通連絡事項
活動方針書	<input type="checkbox"/> 令和〇〇年度活動計画書・倫理経営講演会計画立案について <input type="checkbox"/> 倫理法人会活動方針書 <input type="checkbox"/> 活動計画書
富士研関連	<input type="checkbox"/> 「経営者セミナー」 集団受講希望調査書類一式
年度はじめ式関連	<input type="checkbox"/> スローガン斉唱要領 <input type="checkbox"/> 年度はじめ式開催要領
その他	<input type="checkbox"/> 倫理指導票 <input type="checkbox"/> 国政選挙当選者連絡表 <input type="checkbox"/> 叙勲褒章受章者連絡表 <input type="checkbox"/> 訃報届 <input type="checkbox"/> 講師派遣依頼書 <input type="checkbox"/> ホームページガイドライン <input type="checkbox"/> 講師プロフィール

## 主要行事と出席対象者

行事名	開催日	対象者
新任倫理経営インストラクター認定講座	令和4年9月20日(火)～21日(水)	令和5年度 新任倫理経営インストラクター
都道府県別 法人レクチャー研修	令和4年9月～11月	就任2年～5年目で倫理経営講演会事業 体験報告者を除く法人レクチャー
法人スーパーバイザー研修	令和4年10月13日(木)～14日(金)	法人スーパーバイザー
MS委員会正副委員長会	令和4年10月21日(金)～22日(土)	都道府県MS正副委員長
倫理法人会7万社大会	令和4年11月5日(土)～6日(日)	
定時社員総会	令和4年11月22日(火)	理事、監事、法人スーパーバイザー、 都道府県会長
倫理経営講演会 事業体験報告者研修& 新任法人レクチャー研修	①令和4年11月29日(火)～30日(水)	倫理経営講演会で事業体験報告をする 方で2回目の受講者まで。 今年度、初めて法人レクチャーに就 任された方
	②令和5年1月14日(土)～15日(日)	
朝礼委員会正副委員長会	令和5年1月20日(金)～21日(土)	都道府県朝礼正副委員長
方面会	首都圏方面	令和5年2月7日(火)～8日(水)
	九州・沖縄方面	令和5年2月9日(木)～10日(金)
	近畿方面	令和5年2月14日(火)～15日(水)
	関東・甲信越方面	令和5年2月16日(木)～17日(金)
	北海道・東北方面	令和5年3月7日(火)～8日(水)
	東海・北陸方面	令和5年3月9日(木)～10日(金)
	中国・四国方面	令和5年3月13日(月)～14日(火)
		[ 都道府県 ] 会長、幹事長、事務長、地区長  [ 単会 ] 会長、専任幹事
倫理経営インストラクター研修	令和5年3月18日(土)～19日(日)	今年度、法人レクチャーに就任してい るインストラクター
倫理経営塾委員会 正副委員長会	令和5年4月12日(水)～13日(木)	都道府県倫理経営塾正副委員長
令和6年度 倫理法人会活動方針説明会	令和5年6月9日(金)～10日(土)	理事、監事、 法人スーパーバイザー 都道府県の会長、幹事長
法人アドバイザー会	令和5年6月20日(火)～21日(水)	法人アドバイザー、 名誉法人アドバイザー
新任法人スーパーバイザー研修	令和5年7月7日(金)～8日(土)	令和6年度 新任法人スーパーバイザー
事務長・監査会	令和5年7月13日(木)～14日(金)	令和6年度都道府県事務長・監査予定者

## 令和5年度 主要行事

※別紙 EXCEL データ参照



所属

氏名